

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例（平成17年6月8日京都市条例第15号）（消防局総務部庶務課）

公務上の災害を受けた消防団員及び消防作業に従事したこと等により災害を受けた者の損害補償の適正化を図るため、障害補償等に係る手指及び眼の障害の等級等を改定することとしました。

主な内容は、次のとおりです。

1 手指に係る障害の等級に関する事項

- (1) 1手の示指を失ったものに係る障害の等級を第10級から第11級に引き下げます。
- (2) 1手の小指を失ったものに係る障害の等級を第13級から第12級に引き上げます。
- (3) (1)及び(2)の改定に伴い、複数の手指を失ったものに係る障害の等級を改定するとともに、手指の用を廃したもの等に係る障害の等級を手指を失ったものの例に準じて改定します。

2 眼に係る障害の等級に関する事項

- (1) 正面視で複視を残すものに係る障害の等級を第10級とします。
- (2) 正面視以外で複視を残すものに係る障害の等級を第13級とします。

3 経過措置

上記の措置に関し必要な経過措置を定めます。

この条例は、公布の日から施行し、平成16年7月1日から適用することとしました。

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年6月8日

京都市長 榊本 頼 兼

京都市条例第15号

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を次のように改正する。

別表第2第1級の項第5号及び第6号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第7号及び第8号中「下肢」を「下肢」に改め、同表第2級の項第4号中「上肢」を「上肢」に、「腕関節」を「手関節」に改め、同項第5号中「下肢」を「下肢」に改める。

別表第3第1級の項第5号及び第6号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第7号及び第8号中「下肢」を「下肢」に改め、同表第2級の項第5号中「上肢」を「上肢」に、「腕関節」を「手関節」に改め、同項第6号中「下肢」を「下肢」に改め、同表第4級の項第4号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第5号中「下肢」を「下肢」に改め、同表第5級の項第4号中「上肢」を「上肢」に、「腕関節」を「手関節」に改め、同項第5号中「下肢」を「下肢」に改め、同項第6号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第7号中「下肢」を「下肢」に改め、同表第6級の項第5号中「奇形」を「変形」に改め、同項第6号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第7号中「下肢」を「下肢」に改め、同項第8号中「及び示指」を削り、同表第7級の項第6号中「及び示指を失ったもの又は母指若しくは示指」を削り、「以上」を「の手指を失ったもの又は母指以外の4」に改め、同項第7号中「及び示指」を削り、同項第9号中「上肢」を「上肢」に、「仮関節」を「偽関節」に改め、同項第10号中「下肢」を「下肢」に、「仮関節」を「偽関節」に改め、同表第8級の項第3号中「手指」の右に「を失ったもの又は母指以外の3の手指」を加え、同項第4号中「及び示指又は母指若しくは示指」を削り、「以上」を「の手指の用を廃したもの又は母指以外の4」に改め、同項第5号中「下肢」を「下肢」に改め、同項

第6号中「^し上肢」を「上肢」に改め、同項第7号中「^し下肢」を「下肢」に改め、同項第8号中「^し上肢」を「上肢」に、「^し仮関節」を「^し偽関節」に改め、同項第9号中「^し下肢」を「下肢」に、「^し仮関節」を「^し偽関節」に改め、同表第9級の項第12号中「を失ったもの、示指を含み」を「又は母指以外の」に改め、「又は母指及び示指以外の3の手指を失ったもの」を削り、同項第13号中「手指」の右に「の用を廃したもの又は母指以外の3の手指」を加え、同表第10級の項中第6号を削り、第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

2 正面視で複視を残すもの

別表第3第10級の項第7号中「の用を廃したもの、示指を含み2の手指の用を廃したもの」を削り、「及び示指以外の3」を「以外の2」に改め、同項第8号中「^し下肢」を「下肢」に改め、同項第10号中「^し上肢」を「上肢」に改め、同項第11号中「^し下肢」を「下肢」に改め、同表第11級の項第7号中「奇形」を「変形」に改め、同項第8号中「1手の」の右に「示指、」を加え、「薬指」を「環指」に改め、同項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同表第12級の項第4号中「^{かく}耳殻」を「耳殻」に改め、同項第5号中「奇形」を「変形」に改め、同項第6号中「^し上肢」を「上肢」に改め、同項第7号中「^し下肢」を「下肢」に改め、同項第8号中「奇形」を「変形」に改め、同項中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、同項第12号中「がんこ」を「頑固」に改め、同号を同項第13号とし、同項中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、同項第9号中「1手の」の右に「示指、」を加え、「薬指」を「環指」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号の次に次の1号を加える。

9 1手の小指を失ったもの

別表第3第13級の項第7号を削り、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「を失った」を「の用を廃した」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

2 正面視以外で複視を残すもの

別表第3第13級の項第8号を削り、同項第9号中「下肢」を「下肢」に改め、同号を同項第8号とし、同項中第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同表第14級の項第4号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第5号中「下肢」を「下肢」に改め、同項第6号を削り、同項第7号中「及び示指」を削り、同号を同項第6号とし、同項第8号中「及び示指」を削り、「末関節」を「遠位指節間関節」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の京都市消防団員等公務災害等補償条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成16年7月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例第5条第3項に規定する団員等（以下「団員等」という。）が公務により、若しくは消防作業、水防若しくは応急措置の業務（以下「消防作業等」という。）に従事し、救急業務に協力し、若しくは訓練に参加したことにより、負傷し、若しくは疾病にかかり、適用日前に治ったとき、又は同日前に障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があったときにおけるこの条例による改正前の京都市消防団員等公務災害等補償条例（以下「改正前の条例」という。）第9条第1項又は第7項の規定による障害補償については、なお従前の例による。
- 3 団員等が公務により、若しくは消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは訓練に参加したことにより、負傷し、若しくは疾病にかかり、適用日からこの条例の施行の日が属する月の末日までの間に治ったとき、又は当該期間において障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があったときにおける改正後の条例第9条第1

項又は第7項の規定による障害補償に係る改正後の条例別表第3の適用については、同表第7級の項第6号中「の母指」とあるのは「の母指及び示指、母指若しくは示指」と、同表第8級の項第3号中「以外」とあるのは「及び示指以外」と、同項第4号中「の母指」とあるのは「の母指及び示指、母指若しくは示指」と、同表第9級の項第13号中「以外」とあるのは「及び示指以外」と、同表第10級の項第7号中「母指又は」とあるのは「示指を失ったもの又は1手の母指若しくは」と、同表第11級の項第8号中「示指、中指又は環指を失ったもの」とあるのは「中指若しくは環指を失ったもの又は1手の示指の用を廃したものと」と、同表第12級の項第10号中「示指、中指」とあるのは「中指」と、同表第13級の項第7号中「母指」とあるのは「母指若しくは示指」と、「もの」とあるのは「もの又は1手の示指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの」と、同表第14級の項第6号及び第7号中「母指」とあるのは「母指及び示指」とする。

4 改正前の条例第9条第1項又は第7項の規定に基づいて障害補償年金又は障害補償一時金を支給された者で前項の規定により読み替えて適用される改正後の条例（以下この項及び次項において「読替え後の新条例」という。）第9条第1項又は第7項の規定による障害補償年金又は障害補償一時金を受けることとなるもの（次項に規定する者を除く。）に対する同条第1項又は第7項の規定の適用については、改正前の条例第9条第1項又は第7項の規定に基づいて支給された障害補償年金又は障害補償一時金は、それぞれ読替え後の新条例第9条第1項又は第7項の規定による障害補償年金又は障害補償一時金の内払とみなす。

5 改正前の条例第9条第1項又は第7項の規定に基づいて障害補償一時金を支給された者で読替え後の新条例第9条第1項又は第7項の規定による障害補償年金を受けることとなるものに対する同条第1項又は第7項の規定の適用については、改正前の条例第9条第1項又は第7項の規定に基づいて支給された障害補償一時金は、読替え後

の新条例第9条第1項又は第7項の規定による障害補償年金の内払とみなす。

- 6 団員等が適用日前に公務により、又は消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは訓練に参加したことにより、死亡した場合における改正前の条例第10条の規定による遺族補償については、なお従前の例による。
- 7 団員等が適用日からこの条例の施行の日の属する月の末日までの間に公務により、若しくは消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは訓練に参加したことにより、死亡した場合又は当該期間において改正後の条例第11条第1項第4号に規定する夫、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹若しくは改正後の条例第12条第4項に規定する妻の当該障害の程度に変更があったときにおける改正後の条例第10条の規定による遺族補償に係る改正後の条例別表第3の規定の適用については、同表第7級の項第6号中「の母指」とあるのは、「の母指及び示指、母指若しくは示指」とする。
- 8 改正前の条例第10条の規定に基づいて遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給された者で前項の規定により読み替えて適用される改正後の条例（以下「読替え後の新条例」という。）第10条の規定による遺族補償年金又は遺族補償一時金を受けることとなるもの（次項に規定する者を除く。）に対する同条の規定の適用については、改正前の条例第10条の規定に基づいて支給された遺族補償年金又は遺族補償一時金は、それぞれ読替え後の新条例第10条の規定による遺族補償年金又は遺族補償一時金の内払とみなす。
- 9 改正前の条例第10条の規定に基づいて遺族補償一時金を支給された者で読替え後の新条例第10条の規定による遺族補償年金を受けることとなるものに対する同条の規定の適用については、改正前の条例第10条の規定に基づいて支給された遺族補償一時金は、読替え後の新条例第10条の規定による遺族補償年金の内払とみなす。

(消防局総務部庶務課)